

第4回（平成30年度第2回）自治基本条例推進委員会 会議録

名称	第4回（平成30年度第2回）自治基本条例推進委員会（第4期）
開催日時	平成31年2月12日（火） 午後6時00分～午後8時05分
開催場所	阪南市役所別棟1階 第2会議室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、福岡委員、田中委員、奥野委員、西浦委員 荒木委員、中谷委員、中村委員、伯耆委員、撫井委員 11人出席 【市】 地域まちづくり支援課 森貞総務部長兼課長、辻野課長代理、寺本主幹、岩下総括主事、木村主事
傍聴人数	0人
議題	阪南市住民投票条例に関する提言書（案）
資料	○資料1 住民投票制度について
要旨	阪南市住民投票条例に関する提言書（案）について事務局より説明。
会議	<p>あいさつ</p> <p>委員長 本年度第2回目ということになります。昨年の秋にかなり多くの論点について審議いただいたところ。特に部会でも議論をいただいていたが、住民投票の対象事項について予め定めるのか、定めないのか。これは住民投票に馴染まないのではないか。などそのあたりの基準を設けていくのか。あるいは、投票する人を有権者に限るのか、それとも広く住民という意味で外国人も含めるのか。それから、投票にあたり市民に住民投票の意義を知ってもらうことが重要となるが、誰がその情報を適切に提供するのかについても議論があったところ。こうした様々な議論を踏まえ、部会で提言書の素案ができてきたということ。今日はこの素案をベースに議論を進めていただければと思います。それから、次第には載っていないですが、委員に変更があったということで事務局から報告をお願いします。</p> <p>事務局 公共的団体の代表として市民活動センターより選出頂いている高見委員から小坂委員へ委員変更の申し出があり、事務局として承諾を行っている旨を報告。</p> <p>【提言書（案）について】</p> <p>事務局 提言書（案）について、資料1に基づき、事務局から説明。また、住民投票条例検討に関する事項について、情報公開請求があった旨も報告。 （推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員長 これまで部会を通じて、また当委員会でもご審議をいただきましたその結果を最終的に部会で取りまとめでいただき、今日のような提言書（案）に至ったという説明をいただきました。ただいま説明のありました提言書（案）について各委員からご意見・ご質問をいただければと思います。 どこの部分からでも結構です。 部会員の皆様方については、部会での議論の様子などもご披露いただきながらご意見をいただければと思います。 副委員長から何かありますか。</p> <p>副委員長 部会では、様々な項目について何度も議論をしてきたところなので、新しい視点であまりこの提言書を読んでおられない方が、読んだ時にどのように思われるのかを聞いてみたいです。</p> <p>委員長 ぜひ部会に関わっておられなかった委員の方々からご意見を頂ければ。昨年に既に内容については一定見ていただいておりますが、久しぶりに最終的にかたまった物を見ていただいておりますので、新鮮な視点でご意見をいただければと思います。 もちろん部会の委員の方もご意見をいただければ。</p> <p>委員 改めて見返して思ったが、9ページの検討項目3について、阪南市の有権者数を4万7千人とした場合に8千人となっているが、この4万7千人は乳幼児も含んだものでしたか。18歳以上であればもっと少なかったですか。</p> <p>事務局 これは、18歳以上の有権者の人数で、阪南市の全体の人口は、5万5千程度です。</p> <p>委員 市民の方の意見というのは、私たちの会議の流れを情報発信した結果ということですか。</p> <p>事務局 部会や推進委員会の資料や議事録を公開し、その情報を見ての意見ということになります。</p> <p>委員 インターネットで同じ情報を公開しているということはないのですか。</p>

事務局 推進委員会の会議は公開となっておりますので、資料や議事録は全てウェブサイトに掲載しています。ただ部会に関しては、第1回目の部会の中で、次回以降は非公開とし委員の忌憚のないご意見をいただくこととしているため、その部分は公開されていないということになります。

委員 選挙管理委員会の方はおられないですが、署名数8千人というのは一生懸命考えた結果なのですが。実際これまで選挙を実施した時の投票率はどの程度でしたか。

事務局 市長選挙や市議会議員選挙で50%前後となっております。

委員 住民投票はとても大事なことになるので、ある程度の人数は必要だと思います。

委員長 1/6の8千人の署名を集めていただかないと逆に言えば4万7千人の方に投票をしていただかなくてはならないため、その時に300人の請求では難しいかもしれないですね。そのあたりはバランスですが。

委員 最近の経過から住民投票に該当するのはこども館の問題だと思う。あの時点で8千人という規定があったとしても、決してハードルの高い状況ではなかった。このような事も踏まえると8千人は妥当だと思う。

副委員長 こども館の時に集まった署名の数や、その構成などは把握されていますか。

事務局 正しい署名なのかというチェックはされていませんが、荒い数値ですけども、1万2千程度というところですよ。中には子どもの名前が入っている可能性もありますし、市外の方の名前もあるかもしれません。そのあたりの精査は行っていません。

委員 提言書の「はじめに」の部分について、具体的に5月の提言書の成案までに記載されるという事になると思いますが、事前に各委員に教えていただけるようなものなのでしょうか。

委員長 今日でこの答申（案）の方向でよろしいとなれば、次回最終答申を整える前に委員長、副委員長において「はじめに」を書かせていただき、それを事前に各委員にご覧いただき5月の最終の委員会でもう一度ご確認いただいた後、答申をさせていただくという手順はいかがでしょうか。

委員 非常に差し出がましい個人的な意見ですが、最近、沖縄の基地の問題、大阪都構想や身近に同規模の篠山市の問題がありました。一時よりは住民投票への関心度、市政への関心度は非常に高くなっているのではないかと思います。今日の議論を踏まえて、提言書（案）は大きく変更なく答申されるのではないかと考えますが、一市民の立場で言いますと、この条例は非常に開かれたツールだと思います。この条例を社会に公表した時に、常設型の住民投票条例が出来たので、何でもかんでも住民投票に。という話になるかもしれない。阪南市の今一番の行政課題は、財政の健全化が大きな問題ではと思っています。この住民投票も結構お金のかかる話だと思っています。小さい問題かもしれませんが、心配な部分です。そのような中では、今日まで議論してきたこの提言書（案）の中に金銭的な評価や使い方についての側面は入っていないので、「はじめに」の中に非常に大事な部分が盛り込まれるのではないかと期待しています。

先程の話で、ハードルは出来るだけ低い方が良いという話もありましたが、財政健全化が喫緊の課題である阪南市において安易にお金が使われるという事態は避けなくては行けないと個人的には思います。この条例はとても大事なものですが、使い方次第では財政に大きく影響するという要素も必要なのかなと思いました。この提言書にはお金の概念が入っていないためその辺りについて、他の委員の意見はどうかと思いました。

委員 私も同意見です。財政は非常に重要な部分だと思います。選挙を行えば必ずお金が掛かってきます。出来る限り費用の少ない手法を用いて実施してもらいたいと思います。

委員長 そのあたりを心して文案を練らせていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

委員 休まず出席をしてきたのですが、自分の記憶の中にこんな風に決まったなという整理ができていない所がありまして、検討項目4の投票権の問題ですが。ここでは外国人への投票権については随分議論をして様々な意見があり最終的に「永住外国人に多数の意見で決まった」という形になっているのですが、定住外国人を含めないという議論はありましたか。外国人の定義については議論しましたが、この部分については議論していないような気がしました。忘れていただけかもしれませんが。

事務局 永住外国人は無期限で日本に在留できる方々で定住外国人は一定期間の在留期間を付されている方々という中で、定住外国人の方々は将来に渡り阪南市に住み続けるということもないため、そのような方々についてはこの条例について投票権を得るといえるのはいかがなものかという議論はあったと記憶しております。

そのような中、住民投票は阪南市の自治の根幹に関わる重要な事項であるため、無期限で住まわられている方を対象にしてはということだったと思います。

委員	当然3か月の方が対象になることは無いと思っておりますが、他の自治体を見ると大体3年以上が基本的。そういう人にも権利はあるのではないかという議論があまりなかったような気がして。外国人の定義がはっきりしないままいつの間にかこのような結果になったような感じが個人的にはしまして。
副委員長	おそらく、永住、定住の定義については、一番最初の議論の時に説明があったと思います。その時にある程度この問題について話が済んだような感じで進んで行きました。その後何度もこの項目については議論を繰り返してきましたが、毎回その定義を振り返ったりはしていませんので、薄れて行ったのかもしれませんが。
事務局	平成30年9月4日の検討部会で、再考項目の検討を行っており、住民投票の投票権の所で外国人をどのように取り扱うかという部分で、当初の議論では住民投票に外国人を含めたい気持ちはあるが、費用面があるため難しい。という意見がありました。その意見に対し事務局から、永住外国人であれば一定日本語もしっかりできると考えられるため、そうすると選挙公報や投票用紙も多言語化せずに日本語のまま大丈夫となり、外国人といっても永住外国人の方であれば、費用面もさほどかからないのでは。という提案をさせていただいております。その部会では、懸念していた費用面は一定満たしたのではないかと。という議論がありました。それを今回提言書（案）という形で落とし込んでいくという理解です。
委員	私が言いたいのは、結論がどうということではなく、その時、定住外国人を含めるというような議論は無かったなと思います。最初、外国人の方の名簿を作成するだけでも費用が掛かるという話もあったが、事務局提案の手法だと費用もあまりかからずできそうということに落ち着いたという感じがして、定住外国人の方の権利を考えていなかったと今思っているだけで。
事務局	委員おっしゃるように、定住外国人の方にも投票権があるべきだ。という議論はなされませんでした。
委員	私は、結論がどうということではなく、一定程度そのような議論があるべきだったと思います。それに永住外国人に落ち着いたというのは費用的な面で各委員の落としどころになったのだと思います。これで私の記憶と一致しましたので、大丈夫です。
委員	提言書に関する委員長見解もお伺いできれば。
委員長	皆様がしっかりご議論していただいておりますので、基本的に住民投票条例の枠組みとしては大変バランスのとれたものを作っていただいているなと思います。もちろん、ただいまの発言の外国人への投票権については全国的に様々な議論があります。法律でいいますと定住は5年が限度となっておりますので、他の自治体では3年以上の定住の方には投票権を。というところもありますが、もう一方では、長くても5年なので、定住と永住を同じように取り扱うのはどうか。という議論もあります。そういう中では、バランスをとっていただいたのかなと理解しています。 先程も費用の話もいただきました。住民投票も当然選挙と同様の費用が必要になってきます。逆に実際投票を行おうとなると、市長発議以外では、議会発議あるいは8千人の署名の収集。そのような部分では、住民投票する最初のハードルは重大な決意を持って始めていただかないといけない。このような点でも阪南市の住民投票条例が比較的うまく結論を出されているなと思います。 当然、住民投票をされたい方は1,000人程度の署名ですぐできる方が良いとお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、住民投票の持っている重大性、つまりは本当に政策的に最後どうするのかというところで、市民の意思を聞くという。言ってみれば、物事を決める時のもっとも重要な参照の基準になる。そういう意味ではこの提言書はしっかりお考えいただいていると思います。
委員	4ページと24ページで表の中で、条例の形態（常設型・個別型）が24ページには抜けているのですが、これは何かありますか。
事務局	抜けているため、追記します。
委員長	それでは、特にご意見が無いようであれば、本日いただきました提言書（案）をもって内容については固めさせていただき、もちろん先程ご指摘いただきました文言の追記、それから委員長及び副委員長からの「はじめに」を載せさせていただき、最終案を次回までに皆様にお届けをさせていただき、次回の当委員会をもって答申を決定させていただきたいと思っております。 今のところ、次回の委員会は事務局としては5月頃を予定されているという事を伺っておりますが、そのようなところで皆様よろしいでしょうか。 本当にこの間、部会員の皆様、そして推進委員会の委員の皆様のご尽力のおかげをもちまして、最終答申ができるというところまでできました。改めて、感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。 それでは、もう一つ次第の4「その他」について、事務局より説明をお願いします。
	【その他について】
事務局	その他について、事務局から説明。住民投票条例に関する概要版（A3）の作成。スケジュールについて。

(推進委員からの意見、質疑・応答)

委員長 ただいま、事務局からは条例ができましたらその説明のための概要版を作りたいという旨と併せて、今後のスケジュールとして5月に答申を受け、条例案を作成し、その後パブリックコメントで市民の皆様から意見をいただき、条例の最終案を9月議会に上程し審議いただきこの住民投票条例を成立させていきたいという説明がありました。このあたりについて何かご意見等ありましたらお願いします。

委員 非常に素朴な疑問なのですが、この住民投票条例に基づき住民投票が行われ結果がでたとなった場合、行政への効力というか拘束力はどれほどのものになるのでしょうか。

委員長 既に、自治基本条例の方で住民投票の結果については尊重するとなっております。基本的な責務というのを行政は負っておられることとなります。その尊重の度合いについては、その時々財政的あるいは政策的な判断は当然あるかとおもいますが、基本的には市民の意思が尊重されるべきであると思えますし、それは市の義務としてそれを尊重しなければならないとは思っております。条例違反をするという判断をされるかもしれませんが、それは市民の皆様から強い批判の対象になるかと思えます。そういう意味では政治的な拘束力と言えます。法的には今のところ従わなかったら罰金というような法的拘束力はないのですが、市民の意見を無視するとどのようになるのかは、これは皆様ご承知の通りだと思います。

事務局 今回の委員のご意見はもっともだと思います。今日の資料の35ページのフロー図を見ていただきたいのですが、先程委員長からいろいろなハードルがあるという話がありました。実際には目に見えていない部分もありまして、例えば1つ目のハードルは予算の件です。これは署名が1/6集まりましたということであれば、次に実際は住民投票を行うための費用が必要になってきます。平成16年に合併の住民投票があり、その時の費用は約1,600万円かかっています。予算を確保するためには、議決が必要となりますが、住民投票が起こる場合は、市長の意思と市民の意思が違う方向性の時に行われると思われま。ただ、署名が集まっているのに予算が議決しないというのは、大きな傷を負うことになろうかと思えます。もう一つのハードルは、投票結果の尊重です。例えば、近隣の和泉市で庁舎の建て替え場所を巡って住民投票が実施されました。結果、住民投票の結果とは違う方向に進んでいるという現実もあります。法的な拘束力はないですが、様々なところからの強い批判は避けられないとおもいます。市民の大切な意思をどこまで行政が尊重するのか、という意味ではこの条例の意義が問われるのかなと思えます。

委員 先程、パブリックコメントを実施するとの説明がありましたが、その中で頂いた意見はどの程度反映されるのですか。

事務局 パブリックコメント自体は計画や条例を策定する際に、市民の皆様意見を聞くという制度です。また、今回この提言書についても市民委員を含んだ委員会での方向性にもなっております。例えば、署名数について1/6よりも1/50が良いのではという意見が2件や3件出てきた場合、この意見と委員会での議論を総合的に判断をしていくこととなります。ただ、委員会において非常に内容の濃い議論を行っていただいておりますので、この議論を我々としては進めていくことを前提に現状は考えていきたいと思っております。

委員長 それでは、今後のスケジュール、将来この条例が正式制定され、その効果を生むときに本当に良い条例として今後の市政の中で生きていくようにしたいと思っております。そのために少なくともここに関わった皆様方にはこの条例をしっかりと見守っていただき、正しく使っていただきたいとそういう方向でお考えいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。もちろん今後は行政としてどのような最終案を出されるか、パブリックコメントや議会での審議もありません。そういうところでまた色々ご検討があるかと思えますが、我々としては今、本日取りまとめたいただいたものが最善のものであると思っております。これがぜひ今後の阪南市の住民投票条例として良い形で実現されることを願って今日の審議は終わりたいと思っておりますが、各委員よろしいでしょうか。それでは、これで本日の推進委員会は終了します。